

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 日本電設工業株式会社

【英訳名】 NIPPON DENSETSU KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安田 一成

【本店の所在の場所】 東京都台東区池之端一丁目2番23号

【電話番号】 東京3822局8811番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 吉澤 英明

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区池之端一丁目2番23号

【電話番号】 東京3822局8811番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 吉澤 英明

【縦覧に供する場所】 日本電設工業株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番13号)

日本電設工業株式会社 東関東支店
(千葉市若葉区桜木六丁目19番38号)

日本電設工業株式会社 北関東支店
(さいたま市北区吉野町一丁目399番地5号)

日本電設工業株式会社 中部支店
(名古屋市中村区本陣通二丁目29番地)

日本電設工業株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区三国本町二丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の中部支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

1 【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第80期定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金31円

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、土屋忠巳氏、安田一成氏、圓鐔 勝氏、是永佳則氏、谷山雅昭氏、外川友司氏、大内 敦氏及び倉元政道氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、水上 渉氏、川俣尚高氏、下山貴史氏及び近藤邦弘氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	521,696	41,772	0	(注)1	可決(92.59%)
第2号議案	563,243	225	0	(注)2	可決(99.96%)
第3号議案					
土屋 忠巳	478,358	85,108	0	(注)3	可決(84.90%)
安田 一成	499,408	64,058	0		可決(88.63%)
圓錐 勝	505,952	57,515	0		可決(89.79%)
是永 佳則	528,634	34,834	0		可決(93.82%)
谷山 雅昭	528,521	34,947	0		可決(93.80%)
外川 友司	528,566	34,902	0		可決(93.81%)
大内 敦	470,854	92,614	0		可決(83.56%)
倉元 政道	526,799	36,669	0		可決(93.49%)
第4号議案					
水上 涉	524,571	38,897	0	(注)3	可決(93.10%)
川俣 尚高	530,395	33,073	0		可決(94.13%)
下山 貴史	392,137	171,330	0		可決(69.59%)
近藤 邦弘	451,767	111,700	0		可決(80.18%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
4. 賛成の割合の計算方法は、本総会に出席した株主(本総会前日までの事前行使分及び当日出席)の議決権の数のうち、賛成の確認ができた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の各議案の賛成の確認ができた議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した。このため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していない。